

## 昭和二十年度

### 学校柔道禁令に対処して

高木亮

昭和二十年八月十五日、それは敗戦の日であった。その結果十二月、G・H・Q 及び文部省より発令された学生柔道禁止の指令により、歴史と伝統を誇り、百数十名の部員を擁したわが慶應義塾体育会柔道部も、自動的に解散の止むなきに至った。

以後、昭和二十六年十月、校内学生柔道復活の報に接する迄の約六年有余月、柔道を愛好する者達が、力を合せて、幾多の柔道界の困難なる事情を克服し、定められた指令を遵守しつつ、校外クラブを組織して、会員の養成及び団結に努め、新しい柔道の研究に精進を続けると共に、学生柔道復活への一環に微力を尽して来た経緯は次の通りであつた。

敗戦後の混乱と時を同じうして、校内三田道場の使用を禁止された我々は、柔道クラブ結成への段取りに努めたが、稽古すべき道場を得られなかつたことと、旧部員が四散の状態となつたため、組織的なクラブの結成は不可能な状況であつた。

当時、柔道を愛好する人々は、個々に講道館に通うことにより、柔道を継続していくより外に方法はなかつた。然し乍ら、敗戦の混乱も徐々に落ち着きを、取り戻し、戦災で焼かれた三田山上に、学校再開と共に、学生が復学し

てくるにつれて、戦野から、或いは疎開地から多くの旧部員も復校して来て、新しいスポーツとしての柔道を行ふことにより身心を鍛磨しようとする意欲のある者が、順次数を増していった。同時に、校内柔道禁止により、稽古場を失つたために、校外クラブ結成に至らぬことを予てから心痛されていた三田柔友会の先輩各位は、後輩達が柔道を継続出来るよう、御尽力頂いた処、偶々二十一年四月、元柔道部師範飯塚国三郎先生に懇請して、師範所有の「至剛館」を学生愛好者のために、毎日解放して頂くこととなり、戦後初めて、旧柔道部員が一部の者のみではあつたが、兎に角初の合同稽古が行えることとなつた。

当初は、僅か十余名しか参加しなかつた稽古であつたが、漸く、学生柔道クラブの基礎が出来、至剛館に於ける稽古開始の報は、順次復学して来た旧部員にも伝わり、次第に多くの有段者も参加するようになつた。特に我々を喜ばせたことは、至剛館の稽古に、普通部商工部等の幼少年も順次新入会員として参加するようになつたことであり、その結果僅か数カ月の間に、会員も三十余名となつた。

一方、世相も次第に安定するに伴い、講道館を中心とする全国の大学学生柔道復活の声も徐々に高まって來たため、我々学生も志を同じうする他の大学とも連絡をとり、学生柔道復活促進運動に、積極的に参加する意向が強まつて來た。そのためには、先ず校内の柔道愛好者に廣く呼びかけ、会員の募集に努めると共に、かねてより念願であった校内柔道クラブ結成へと大きく前進することとなつた。

その結果、昭和二十一年十月に至り、かなりの会員が入会することとなつたので、現在の三田綱町道場（当時はレスリング道場）に於いて全会員が集い、学生柔道復活を志すものが、たとえ長い間かかるとも、之が達成までは、相協力して学生柔道を存続させることを申し合わせた。即ち三田柔友会の客員たる在校生の内、柔道を愛好する者が各自の自由意志により柔道クラブを結成することとし、次のことを取決めた。

- (1) 会員は、在校生の内、旧柔道部員であったか否かに関係なく、柔道を愛好する者であり、且つ学生柔道復活の日を目的として、学生柔道の存続に協力する者をもって校外団体クラブとしての柔道クラブを結成する。
- (2) 当クラブの会員は、三田柔友会の客員としての資格を有するが、毎年会員間に於いて自主的に幹事を選出することとする。同時に、会員は一致して学生柔道復活運動に積極的に参加することにより目的達成の促進に努める。
- (3) 会員は、目的達成まで、仮に長期間に亘らうとも、万難を排して、日々の稽古を継続することに努め、初心者並びに後輩の養成に努める。

(4) 会員は、各人相互の親睦を図ると共に、文部省より与えられた指令は絶対に、遵守し、戦前の軍国主義的色彩は追放し新しいスポーツとしての柔道を育てるよう努める。

等の四項目を全員にて決議し、参列した大学生及び予科生合計二十六名が入会届を正式に提出し、茲に三田柔友会の客員としての柔道クラブが設立発足した。直ちに新会員間にて無記名による互選の結果、水谷英男、富沢英郎、高木亮の三人が初代幹事として選出され新幹事を中心として前記四項目の趣旨に従い柔道クラブは発足した。

柔道クラブとしての初の行事として年の明けた昭和二十二年一月九日より二週間の間、至剛館道場に於いて、戦後初の寒稽古を行った。

寒稽古復活に先立ち、世相安定したとは云え、酷い食糧不足の時であり、交通機関も殆んど戦争の痛手から回復しておらぬ時機であつただけに、果してどの位の会員が参加するか、非常に危惧しつつ実施した処、寒稽古復活の報に、幼年者も多数参加したため、総勢五十余名の参加者があり、精皆勤者も十七名となつた。

漸く会員も集まり、クラブとしての内容も充実し、愈々学生柔道復活を念願として、後輩育成に努めていた矢先、同年三月、飯塚師範の御都合に依り、至剛館の使用が中止されるという思いも掛けぬ不慮の出来事に直面した。

此の出来事により、柔道クラブは再び稽古すべき道場を失い、我々が念願としている連日の稽古を行なうことが危ぶまれる状態に陥入つたが、幹事を中心とした会員の努力と、各先輩の理解ある御尽力により、四月は済寧館、五月からは三田警察署の道場を利用して貰うこととなり、引続き、愛好者が集まり稽古を継続した。然しながら、日が経つにつれて有段者の参加は増加したが、反面幼年者の参加率が減少し始め、クラブとして一つの大きい目的である後輩の育成という点に、大きい支障を生じ始めたため、幹事として、この儘の状態が続くならば幼年者の養成は殆んど不可能に近い状況に追い込まれるという結論に達した。

(注) 幼年者の参加が減少した理由は、三田警察署内の道場を利用して貰ったため当時の警察としても校内柔道を禁止された慶應の学生が三々五々柔道着を持って訪れるに極度に神経を使って居り、署内に這入る際は、学生帽を被らぬこと柔道着を必ず風呂敷で包むとか鞄に入れて持参するようになり再三云われて來たが、幼年者には仲々完全に実行されぬため、数回にわたり注意を受けたことが、幼年者にとって何となく行きにくい気持が次第に強まって來たこと。今一つは普通部、幼稚舎は當時天現寺にあったため、至剛館は近くで大便利だったが、三田迄来るには可なり時間を要したこと等が参加者の減少の大きい理由でした。従つて、幹事は我々が直面している実状を諸先輩に説明しその御諒解を得、再び客員幹事のみで飯塚師範にお目にかかり、今後の柔道育成のために、幼年者が稽古を存続できる至剛館の借用を懇請した。

その結果、至剛館より左記の事項が提案された。

- (1) 柔道クラブの会員は全員至剛館に入門すること。
  - (2) 柔道クラブの会員は、至剛館の規定により毎月道場費を納入すること。
  - (3) 柔道クラブの会員も、至剛館規定通りの時間に稽古すること。
- 右提案に対し、柔道クラブ会員は相互に意見を交換した結果、結局クラブ全員が団体として至剛館に入門し、道場費を一括納入することとして、再び至剛館に於いて稽古を継続することを決め、同年十月より至剛館にて再開さ

れることとなつた。

稽古再開後は、幹事が予測した通り、幼年者の参加が、以前に比しても増加し、日々約四十名近い参加者があり、漸くクラブとして安定したかと思われる状況となつた。

ところが、至剛館に対する毎月の道場費の支払は、当時の経済状勢下に於いて、各会員個人がクラブ会費として負担するには、極めて困難な状況下であったため、柔道クラブにて一括支払うこととした結果、柔道クラブの負担は急激に膨張することとなつた。依つて大学生を中心としてクラブ収入をはかるために宝くじ販売等のアルバイト及び先輩からの補助金等により、四苦八苦乍ら兎に角、規定の道場費を納入することにより、引続き至剛館にての稽古を継続した。

昭和二十三年五月に至り、三田柔友会の諸先輩も、会員の経費不足解決のために、積極的な援助に協力して頂き、岩崎清一郎会長自ら、先輩各位に働きかけて頂いた結果、遂に至剛館を三田柔友会客員たる柔道クラブのために購入して頂くこととなり、クラブも漸く自分の所有道場を有し、何の気兼ねもなく、前述発足当時の目的に向つて専心することが出来るようになつた。

同時に国内に於ける進駐軍の柔道熱も高まり、羽鳥先輩を始めとする三田柔友会諸先輩が、柔道界に於ける活躍等もあり、柔道に対する一般状況も急速に好転しつつあった。

従つてクラブ会員も日を追うにつれて増加し、八十余名に達すると共に、クラブ会員からも、新しく育つた有段者が次々と続き、信州松本に於ける夏季合宿、二十五年三月には、鐘紡山科工場にて合宿稽古等、戦前の行事も順次実行に移されるようになつた。

加えて春秋の大会、十一月の慶早OB戦の復活に伴う学生の出場等、漸く苦難を経た会員の活躍も目立つようにな

つた。

以上の如く、終戦直後、僅かの会員しか集らず、稽古する道場すら無かつた学生が、学生柔道復活を前にして、九十余名の会員を有すると共に、当時幼年者として稽古していた人々から多くの有段者が育ち、現在一十余名の有段者を擁する迄に至ったことは、各会員の相互の協力もさること乍ら、偏に理解ある御協力を惜しまれなかつた三田柔友会の諸先輩の暖かい御援助と御尽力の賜と云えよう。

寒稽古 紅白試合

久	小	中	津	酒	金	金	金	松	石	山	山	山	山	山	阿	阿	○	大	久	保	○	大	久	保	紅
米	池	川	井	井	井	井	井	永	井	崎	崎	崎	崎	崎	部	部									
弘								光	三						徹	優		雅							
文	晃							一	卓	郎					郎	藏		月							
腰	分	分	分	腰	落	勢	腰	勢	腰	分	外	外	外	返	大	外	大	外	小	外	優	內	製	婆	
分	分	分	分	勢	勢	腰	勢	腰	分	外	外	外	返	勢	優	勢	股	股	股	股	股	股	股	固	

○	小	深	水	水	水	宮	鈴	久	室	室	柴	高	寺	○	小	田	白	一	月	十一	日			
○	野	寺	田	谷	谷	谷	下	木	田	田	田	橋	村	○	林	林	中							
富	成							忠	正					○	敬	次	郎							
久	雄							隆	男	明	滋	夫	裕	宏				孝						

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	進	級	審	○							
○	小	野	寺	谷	水	山	山	小	久	笛	鈴	田	小	中	酒	金	高	成	渡	鈴	木	木	木	木
○	野	寺	岡	岡	岡	池	米	野	木	口	林	野	井	井	井	井	中	住	橋	毛	武	正	正	正
富	成				鴻	弘	誠	直	友	二	光						正	道	卓	臣	彥	博	博	博
久	雄				隆	三	晃	文	誠	郎	也	浩	郎	洋	一									
跳					大	外	引	足	引	小	外	外	優	勢	分	分	引	引	引	引	巴			
腰					外	刈	分	扒	分	外	刈	勢	分	分	扒		分	分	分	分	落	投		

○	田	水	○	小	水	小	山	○	久	笛	鈴	田	小	中	酒	○	二	月	十一	日				
○	野	寺	○	谷	泉	岡	池	○	米	野	木	口	林	野	井		水	成	富	鈴	小	野	寺	
淳	耕	富	久		鴻	弘	誠	真	友	二							谷	毛	沢	沢	木	木	木	
郎	三	雄	隆		源	三	晃	文	誠	郎	也	浩	郎	洋			英	英	英	信				

右の結果、進級せる者左の如し。  
 四級へ  
 二級へ編入 中野友三郎  
 二級へ 小野寺富久雄、水野耕三

16 15 鈴木正博 体落  
 裂姿固

○鈴木正和博

四月二十九日

春季大会紅白試合

紅

先鋒○

河河河五十平石岸三樺伊小林  
 合合合嵐嵐池田上浦山藤林

大外刈  
 先鋒

引巴背負引裂姿緩引引引體落  
 分投投分固勢分分分返

白

野熊左横深渡富深遠遠谷  
 村切海倉山山辺田田藤藤川

宮大中松松青島島高青鈴吉友友友友小平西潮久  
 下友野崎崎木木崎崎島島木木川田田田田川井田田米  
 (伸) (俊)

裂姿固引跳優優引大外引裂姿固引優引體引優優  
 分腰勢勢分落分分落分分落分勢勢

○鈴鈴○浜菅小倉美阿阿横横川川大石寺赤赤渡田  
 木木木野原林持沢部部尾尾島島橋井田尾尾尾辺中  
 (誠)

大將 鈴木野谷信之  
引優勢大將  
分勢大將  
引優勢大將  
分勢大將  
鈴木正博

綱町道場空襲より免る

刻々戦局は不利となり、東京も三月十日に続き五月二十五日の大空襲に依り、三田地区の五割以上が罹災し、小泉塾長も災禍にあわれ重傷を負はれたが、幸い綱町道場は戦災を免れた。

敗戦の色濃く国内の慘状加はる

先に、学徒出陣、中学生勤労動員、小学生の疎開に次ぎ、八月に入つて広島、長崎への原爆投下、ソ連の対日宣戦布告と、戦禍は益々凄惨な様相を加えて吾々の身近かまで押しせまつた。この頃柔道部も数多くの先輩や部員を戦場に又動員の内に失つたのである。

壯行送別試合

六月二十四日

普通部の指導に当られて來た成毛、鈴木先輩及高橋卓

監督の壮行送別試合を普通生全員で行ふ

牧○牧○牧○大○大○青○青○青○赤○赤○赤○森○河○篠○篠○富○蟻○渡○  
田○島○島○島○橋○橋○木○木○木○尾○尾○尾○合○崎○崎○田○川○辺○辺○中  
(徽)

○三浦山 ○五十嵐(康)  
○横岸 ○五十嵐  
○島崎 島崎  
○倉崎 島崎  
○倉藤 島崎  
○賀藤 島崎  
○安藤 島崎  
○片藤 島崎  
○最賀 島崎  
○最賀 島崎  
○鳴賀 島崎  
○友賀 島崎  
○田賀 島崎  
○五十嵐(俊)  
○田沼 島崎  
○春澤 島崎  
○美沢 島崎

十九人掛  
一段 高橋

卓

○中飯成鈴水箪鈴中阿佐久間金井中鈴木浜野  
野塚毛木谷野木(誠)野(友)部(吾)野(森)木正朋  
橋田島合上山

先鋒

第一回戦

第五十五回 秋季大会

1  
—  
2

大学・予科合同トーナメント試合

水谷(弟) 先鋒○成毛

十一月十八日

五十嵐(俊) 美沢井菅原屋友中野(友) 中野橋八木中(誠) 野谷木塚(正) 鈴木水飯中野大

○ 扳 ○ 合 ○ 押 ○ 大外刈 ○ 優勢 ○ 扳腰 ○ 紋技 ○ 鮎達腰  
引 分 腰 技 达 势

決		第二回戦				先鋒		大将	
大將	○	大將	先鋒	大將	○	大將	○	大將	○
松	○	水	成	阿	大	羽	鈴	大	将
村	○	谷	毛	坂	部(音)	石	渡	将	阿
塚	○			山		鳥	木	部	
野									
2			0			2			1
跳	—	引	引	引	跳	払	小内刈	大外刈	
腰	—	分	分	分	腰	腰	釣込腰	腰	
1			0			1			2
大將	○	大將	先鋒	大將	○	大將	○	大將	○
小	○	松	飯	益	富	坂	中	坂	成
阿	○	中	中	子	沢	(弟)	野	野	毛
大	○								
坂	○	村	塚						
部	○	塚	野						
山		(シ)							
		勝	勝						
		ンジ	ンケ						

八月十五日天皇陛下には終戦の詔勅を放送され、二十二日占領軍が上陸、続いてマッカーサー元帥が厚木に進駐して来た、九月一日降伏文書の調印と矢継早に敗戦国への重圧は加わり、遂に十一月六日、「武道の取扱いに関する件」がG・H・Qの指令に依つて文部省から通達され、学校より柔、剣、弓、薙刀の各部が追放された。

G・H・Q 武道追放を指令

先輩  
飯塚名譽師範、小原勝守、笠原慶太郎、中野森  
大会終了後、先輩を囲む懇談会を行なう。

二、三井文雄、阿部秀助、磯辺晃平、井上豊明、森岡賢一郎、松永列席す。

先鋒

塾道場の使用禁止

学校柔道復活の活動

G・H・Qの武道追放に依つて、吾が柔道部員は、綱町、日吉の両道場の使用を禁止され、その上塾体育会から除名され体育会員としての資格を失うことになったのである。誠に致命的痛恨事と言ふべきであつた。

道場の永い歴史と伝統には幾多先輩の血と汗が浸み込んでゐる。その道場が今、眼の前にありながら吾々はそれを使えなくなつた。大学生の一部には、その畠を踏み度い切なる願いから、相撲部やレスリング部に所属して軽うじてその資格を保つたものである。

誇り高き吾が柔道部員にして、斯る不面目は、今後の部史に再び誌されることはないだろう。

柔道追放の嵐は、塾柔道部七〇年の歴史と伝統の中を、重大な危機をはらんで吹き荒れたのである。当時灰燼の東京は喰うだけが精一杯であった。未だに戦地や疎開地に多くの人を残したまま、塾柔道部は在京の先輩や部員は僅かであつた。然しこの僅かな人々は、当時人心も秩序も不安定な中で、真に一体となつて柔道復活の道を切り開いていったのである。

あらゆる運動が企てられ、異常な情熱が注がれたのに拘らず、事態の推移は恰も牛歩よろしく復活まで五年の永き歳月を要したのである。この間に亘つて只管・柔道の復活に對して、吾が柔道部員とその先輩達が、いみじくも顯示したその伝統と團結の力こそ誠に見事であつたと謂わざるを得ない。

茲に読者が事態の推移を知られる便としてこの五年に亘る間を年度別に区分せず、その顛末を昭和二十一年から二十五年に亘り学校柔道復活陳情の経過に従つて一括抄録してみようと思う。

#### 復活陳情の経過

(一) 昭和二十一年八月十日、三田柔友会々長金沢冬三郎を請願人として「学校所有建物使用願」をマ司令部民間情報教育部 ノビエル少佐宛

#### 1 目的物件 慶應義塾所有の綱町道場

2 使用目的 スポーツとしての柔道練習を行うことによ

り心身の鍛練並に「スポーツマン・シップ」の養成に勉むると共に同好者相互の親睦を計るに在り

3 請願理由 現在都内(殊に学校周辺)の民間道場は戦災により殆ど焼失し遠隔地に稀に残存するも破損甚しく之れが使用には多大の経費と日時を要す、幸

運にも焼失を免れたる上記学校建物の使用許可賜れば幸いこれに過ぎず  
概略右の様な請願がなされ、使用請願者氏名(柔友会)として次の連名簿が添付された。

#### 慶應義塾出身者

磯辺晃平、猪原恒雄、石渡英一、井上豊明、羽鳥輝久、奥住正道、横井肇、田岡協、園田康、五島勇雄、児玉一男、阿部芳郎、阿部秀助、筈間猶興、塙山豊、守谷一郎、五島三雄

#### 慶應義塾大学在学生

小坂肇、吉川太兵衛、塙山保一、大館三郎、水谷英男、山中文雄、富沢英郎、阿部英之輔、高木亮、伊東祐英、小塙政高、小坂修康、高橋卓、成毛英臣、中野孝三郎、飯塚一陽、島東資、鈴木正博、成毛雅臣、水谷隆、慶應義塾普通部及商工部(中等部)在学生

飯田、鈴木誠一郎、左海庄伍、阿部吾朗、鈴木正朋、美沢勉、菅原春雄、八木橋一郎、佐久間稔、小田年、中野森蔵、阿部優藏、友田次亮、稻田敬、小原莊助  
(二) 昭和二十二年七月 都下八大学学生署名に依る「学校敷地内道場の使用許可願」をマ司令部民間情報局体育課ノビエル少佐並に文部大臣宛

(三) 昭和二十三年十月二十一日 慶應義塾々長潮田江次

同体育会々長石丸重治連名に依る左記歎願書を 連合  
軍總司令部教育部 ドクター・ニューフェルド宛

記

柔道が眞に健全なるスポーツたることは既に充分理解せられてゐるので此處に新に申上げる必要はないと思われます。此處に御願い致し度いのは、学生スポーツとして吾々の大学の体育会に、再び柔道部を復活致し、学生の心身の健全なる発達とスポーツ精神の昂揚とを図り度いことあります。この全學生の希望が実現致します様に何卒よろしく御高配戴きます様歎願致す次第であります。

(四) 昭和二十四年五月

都下大学は二十二年七月に続き「学生柔道復活に関する学生の与論」と題する陳情をG・H・Q民間情報教育局体育課 ニューフェルド宛に提出した。この陳情に至るまで斯る苦難な運動を卒然担当した當時の學生諸君に深く敬意を表すると共に「G・H・Q提出論文の為めの連絡会」での状況と、提出論文の概要を参考資料としてここに抄載し、当時の都下大学に於ける当事者諸君の労を聊かねぎらうこととする。

#### 参考資料

(I) 連絡会の状況(當時 島東資君の書いたままを転載) 昭和廿四年二月五日(土)

「G・H・Q提出論文の為めの連絡会」

参加者氏名 松本芳三氏、大滝先生、中大O B山辺正路氏、以下学生、宮崎博良、(明大)三宅博康、島谷清晴、(中大)井沢勇、鈴木重俊、(立大)今村寿、(現拓大)加藤和夫、(國士館)中沢靖、森岡、児玉光男、(日大)富沢英郎、島東資(慶大)(以上一五名)

記事 一月廿八日CIE体育局長ニューフェルド氏の

学生柔道復活に対する氏の意向を聞かない國士館、立大、紅大、日大の人達に、中大三宅君が現在迄の大体の経過を語り、二十八日のニューフェルド氏の意向の内容に付き、慶大富沢君から話した。統いて論文の裏付けたる科学的資料の集収方法及び論文の書き方につき討議す。

三宅君—嘉納先生の柔道をオリンピックの種目にしようとした事を一資料としては、加藤君—嘉納先生が外国へ柔道を紹介された文献を資料としては、

大滝先生—文部省の提出する論文とダブルぬ様、欠けた点のデーターを取る。

戸山学校の軍隊柔道と学生柔道との差異を述べたらどうか。

松本氏—柔道の理念を沢山あげ、それに○をつけて統計的数字を出す。

三宅君—連絡会毎に各校の出席者が変ると進行せぬ故、準備委員会を作つたら如何。

富沢君—どなたか、筆の立つ方が論文の外核を書いてみて、それにつき討議しないか——これに対し中大の三宅、島谷君から我々が書いて見ようと引受け。

慶應で試みた与論調査の紙を各校に一枚ずつ配る、各校とも之を参考にして調査して見ようと云う。斯くて今日の会合では始めて話を聞く人達が多くたため、協議の核心をつくことなく、結局次の事を決めたのみに留まる。

- (1) 中央（中大のこと）でニューフェルド氏の意向の項目に対し解答文の如きものを作つて来るが同時に各大学も論文の骨子を作つて来る事
- (2) 各校毎に調査して来る事項として各校の有段者の

身長 体重 胸囲 修業年度 段級 年令 体力章  
検定の級 既往症の有無 柔道による負傷（骨折以上）柔道を始めた動機  
以上二項を決議し次回会合は二月十二日（土）五時於講堂館會議室 O B にも連絡し来会を請う。

## (II) 提出論文の概要

(1) 序論 柔道は故嘉納治五郎氏が「国民体育として練習を通じて身体精神を鍛錬し己を完成し世を裨益するに在る」との目的のスポーツとして創始された、然るに戦時中スポーツとしての柔道の誤解又は曲解されたのは、一には軍国主義超国家主義に依つて、柔道を神道に結びつけ、國家主義を強化せんとしたこと、二には柔道の根本精神を抹殺し、運動形態のみを重視した戦闘的武器的価値だけを戦争遂行に利用した。然しその中に在つても我々学生は飽くまで平和的民主的スポーツとして柔道を愛好し続けて来た。現下レスリングと何等本質を異にしない柔道が、学内に於て禁止され最も有効に使用し得る学内施設を眼の前に、設備の不完全な町道場でなければ練習の出来ないことは誠に遺憾である。我々は学内施設を使用すること

## (III)

(1)

ニユーフェルド氏の質問と応答  
柔道は年令的に学生時代に局限されるスポーツ

とに依り一層愉快に心身を鍛錬することが出来る  
だけでなく、体得されたスポーツマンシップはや  
がて社会公共の福祉に寄与することを確信し、柔  
道復活に対する一般予論と相俟つて学生柔道の復  
活を許可されることを待望するものであります。

(2) 学生柔道の歴史的変遷 戰前の学生柔道は、嘉  
納治五郎氏の適切な指導方針により国際スポーツ  
として発展、普及された中で特に学生柔道は自由  
な状況の下に練習し心身の鍛磨に精進して居た。  
やがて戦争の激化に伴い軍國主義者に依つて軍事  
的的思想的利用され柔道剣道等は正科になつた  
が、一九四三年には既に大学生は学徒動員に中学  
生は勤労奉仕に出動させられ既にすべての体育は  
中止されていたため歪められた軍國主義柔道の影  
響は少かつた。戦後は完備された校内道場が使用  
出来ず一方柔道愛好者の増加と共に許可されて居  
る町道場は狭く衛生的にも経済的にも不利な条件  
の矛盾を感じつゝも多大な不便を克服して眞のス  
ポーツ柔道の体得に努力している。

(1)  
柔道は年令的に学生時代に局限されるスポーツ如何。

(2) スポーツマンシップ及社会性の涵養に益する  
か。  
答え—柔道の目的は「練習を通じて身体精神を鍛  
錬修養して己を完成し、以て世を裨益するに在  
る」即ち個人的には決断力、忍耐力、判断力など  
が養成され、全体的には協和心、責任観が養われ  
る。又スポーツマンとしての社会的道徳的遵法精  
神を涵養することが出来る。

(3) 柔道のための設備 用具、費用等の問題如何。  
答え—設備は最少限五〇坪採光通風を良好にし、  
洗面所、便所、更衣室を必要とする。既存設備を  
利用するのが一番有利、用具は稽古着一式（二五  
〇〇円程度）費用は年一度畠等の修理費の程度。

(4) 柔道は果して身体発育に益ありや又その安全度

答へ一機能的には神經支配の調節に大きく影響し

血圧脈搏及呼吸等体枢要器には軽度から極強度に亘る各種な影響を与え、肺活量も増加し、全身摩擦により血液の循環を促進し皮膚を強化する、亦柔軟な運動を要求されるため骨格筋肉共に均齊な発達をし野球、庭球に見られる局部的発達を防止する。

安全性に付てはボクシングやレスリングに比し危険防止の制限があるので良き指導と充分なトレーニングに依れば安全率は高い。

(5) 学生柔道に対する与論調査

調査日時 昭和二十四年二月中旬

調査対象 慶應大学予科、高等学校国士館専門学校

調査方法 アンケート

- (1) 柔道は良い運動と思う
- か (2) 柔道をやり度いと思うか (3) 柔道の試合を見にゆき度いか (4) 貴方の愛好する運動種目を五つ選べ (柔道を含む二十二種目中)

右を内容とする学校柔道の復活を陳情し更にアンケートに依る学校柔道復活の必然性を現したグラフ四部と慶應義塾大学医学部助教授堀内一弥氏の柔道に対する

る運動生理学的所見を添付して居る。

(五) 昭和二十四年十一月 日本柔道連盟は「学生柔道復活の陳情書」を、民間情報教育局体育課ニューフエルド宛及文部省宛

(六) 昭和二十五年一月十六日 東京商工会議所体育クラブ委員会々長守谷正毅(大正二年塾理財科卒柔友会員)は、学校柔道の復活をE・S・S経済科学局長W・E・マーカット少将宛 要請して居るこの文面には他の陳情書や歎願書と異った守谷氏獨得のユニークなニュアンスを以て綴られて居るので、ここにその訳文を紹介して置く。

『一九四九年をふりかえって、吾々が先ず氣付くことは毎日新聞の一〇大ニュースであります、そのトップニュースは古橋他諸選手に代表される吾が国水泳チームのアメリカ遠征であり、亦三としてはSEAL S野球チームの訪日が挙げられて居ます。これ等二つの大ニュースは誠に閣下の御好意の賜ものであり吾々は感謝の念に堪えません。その上最近のニュースに依りますと本年度世界ノンプロ野球リーグの日本で開催

されること、亦来春アメリカの水泳チームが来日する予定も知りまして大変に喜んで居り、この様な二つの注目すべき魅力ある催しが実現することもまた貴方の御親切に依るものと深く感謝する次第です。

さて今やスポーツこそ、日米間の交友関係を所謂握手の段階から、互に肩を抱き合うというようにも深めてゆくべきであり又両国間の親善と親睦をはかる媒介の役をも果して居るのであります。例えばSEALS野球チーム来日の際、彼等を迎えた記録的な大群衆にも見ることが出来るでしょう。その時の人々の顔の輝き！そしてスポーツで固く結ばれた国際的雰囲気の喜びの中で人々の心はどんなにか暖かかったであります。

こうして吾々はアメリカ水泳チームと世界ノンプロ野球リーグの訪日を一九五〇年のすばらしいニュースと致したいと共に、この二つだけでなく他の種目のスポーツに付ても、次の通り計画中でありますので貴方の御承認を頂きたいのであります。  
1 来るべきオリンピックに日本は参加する用意がある。

## 2 学校教育に於ける、柔道の正規課目としての復

活。

今更申すまでもなく、柔道は木綿のユニフォームだけを着て闘う競技で、その練習は四季を通じ屋内のマットの上で行われるので吾々は柔道こそ極めて金のかからぬ又簡易な設備で行えるスポーツであると信じます。換言すれば柔道こそは他のあらゆるスポーツの中でも、吾が國の様に貧しい国でも全ての人々に体育を施すことの出来る最も有効なスポーツと謂えましょう。

ところで現在、東京小石川の講道館に於ては貴国のように多くの人々が柔道の練習に励んでいること、そして其の数は間違いなく年々増加している事実を、お知らせ出来ることを吾々は大変に喜ばしく思う次第であります。

以上



陳情の経過に付て多くの紙面を費したのは、学校柔道の禁止と謂う一事こそは、柔道の歴史の中で特筆して銘記すべき不測の事件であったものであり、この事がその後に残した功罪を諂するためにも重要な史実であるからである。